

会 員 各 位

主 催 東 京 弁 護 士 会
第 一 東 京 弁 護 士 会
第 二 東 京 弁 護 士 会
東 京 都 弁 護 士 国 民 健 康 保 険 組 合

令和8年度春季健康診断のご案内

令和8年度春季健康診断を先生方はじめご家族、事務所職員の皆様を対象に実施いたします。ご多忙のことと存じますが、皆様の健康管理の一助として、この機会に受診されることをお勧めいたします。

東京都弁護士国民健康保険組合（以下「弁護士国保」という）加入者の方につきましては、組合の保健事業の一環として健康診断料金の一部を補助いたします。下記の「弁護士国保加入者への健診料金補助について」をご覧ください。なお、医療保険者に義務付けられている40歳以上の被保険者を対象とした「特定健康診査」（以下「特定健診」という）をあわせて実施します。弁護士国保加入者の方は、併せて別紙「東京都弁護士国民健康保険組合加入者の皆様へ」をご覧ください。

健康診断実施にあたっては、引き続き皆様に安心して健康診断を受診いただけるよう感染防止対策に取り組みます。

申し込み多数の場合、希望日時以外への調整をお願いすることがあるほか、申込期限前に定員に達した場合は、お申し込みを終了せざるをえない場合がございます。

健康診断受診日時はお申し込み後決定次第、ファックスにてご連絡いたします。また、インターネットでお申込みの場合はメールでご連絡いたします。『健康診断の通知及び資料』をお送りする前にお知らせいたしますので、日程変更等ありましたら、早めに健診実施機関にご連絡ください。

弁護士国保加入者への健診料金補助について

- 1) 弁護士国保加入者には保健事業の一環として健診料金の一部、及び特定健診の全額が補助されます。
- 2) この補助が都内居住者と都外居住者に分かれておりますのは、東京都より補助金（令和7年度実績約1億6750万円）の交付を受けており、都内居住者へ何らかの還元措置を求められているためです。ご理解くださいますようお願いいたします。
- 3) 弁護士国保の加入者で40歳以上の方は、年度内1回に限り組合より特定健診の補助をいたします。なお、妊娠中または出産後1年以内、未実施検査項目（生理中の尿検査除く）がある場合は補助の対象となりません。また、春季健康診断を受診された場合は、人間ドック（ネットワーク受診）、生活習慣病健診（ネットワーク受診、巡回型）、秋季健康診断及び地域の医療機関にて実施する特定健診受診対象にはなりません。
- 4) 弁護士国保加入者の健診結果データにつきましては、弁護士国保からの補助の算定、特定健診のデータ管理及び今後の保健事業のために、健診機関から弁護士国保に報告されることをあらかじめご了承ください。なお、拒否される場合は弁護士国保からの補助対象とはなりません。また、特定保健指導の実施が不可能となります。ご理解の程お願いいたします。
- 5) 健診当日、弁護士国保に加入されている（加入手続きが完了し、健診当日、資格確認ができる）方が、補助の対象となります。
※健診受診後に、遡及して資格喪失された場合、補助の対象にはなりません。

I. 健診日程

健診日	受付時間				健診会場	
	午 前 (9:00~12:15)		午 後 (14:00~16:15)			
第一期	6月 4日(木)	女性 (9:45~12:15)		男性		
	6月 5日(金)	男性		女性		
	6月 6日(土)	女性 (9:00~11:45)		男性 (13:30~15:00)		
	6月 8日(月)	男性		男性		
	6月 9日(火)	女性		男性		
	6月10日(水)	男性		女性		
第二期	6月13日(土)	男性 (9:45~11:45)		女性 (13:30~15:00)		
	6月15日(月)	男性		女性		
	6月16日(火)	女性		男性		
	6月17日(水)	男性		女性		
第三期	6月20日(土)	男性 (9:45~11:45)		女性 (13:30~15:00)		
	6月22日(月)	女性		男性		
	6月23日(火)	男性		男性		
	6月24日(水)	女性		男性		
	6月25日(木)	男性		女性		
	6月26日(金)	女性		男性		
	6月27日(土)	女性 (9:00~11:45)		男性 (13:30~15:00)		
	6月29日(月)	男性		女性		
	6月30日(火)	女性		男性		
	7月 1日(水)	男性		女性		
多摩	7月18日(土)	男性 9:30~10:30	女性 11:00~12:15	女性 13:45~14:00	男性 14:30~15:15	東京三弁護士会 多摩支部(立川)
千葉	7月23日(木)	女性 9:00~10:15	男性 10:45~12:15	女性 13:45~14:15	男性 14:45~15:15	千葉県弁護士会館
第四期	8月17日(月)	男性 (9:45~12:15)		女性		
	8月18日(火)	女性		男性		
	8月19日(水)	男性		女性 (14:00~15:30)		

※ 健診所要時間は、お一人約60分程ですが、会場の混雑状況によっては、60分以上の場合もあります。ご了承ください。

※ 健診結果は、専門医の総合判定後、3週間前後で受診者宛に郵送いたします。

※ 7月18日(土)の東京三弁護士会多摩支部、7月23日(木)の千葉県弁護士会でご受診希望の方は、別紙の「春季健康診断・東京三弁護士会多摩支部(立川)にて実施のご案内」および「春季健康診断・千葉県弁護士会にて実施のご案内」をご参照ください。

II. 健診項目

生活習慣病健診(Aコース)

内科診察



医師による聴診・視触診・問診にて体の状態を確認します。

身体計測



身長・体重・BMI(体格指数)・腹囲を測定します。

視力検査

適正な視力が維持されているか調べます。
※眼鏡をご使用の方は、ご持参ください。

聴力検査

オーディオメータを用い、低音(1,000Hz)高音(4,000Hz)の音域が聞こえるか調べます。

血液検査



血液を採取し、以下の状態等を調べる検査です。

- | | |
|----------|----------|
| ○血中脂質の検査 | ○肝臓機能の検査 |
| ○腎臓機能の検査 | ○膵臓機能の検査 |
| ○糖尿病の検査 | ○貧血等の検査 |
| ○炎症反応の検査 | |

※空腹時中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・AST・ALT・γ-GT・空腹時血糖・HbA1cが特定健診の項目となります。

血圧測定



動脈硬化を早く進行させ、脳卒中や心臓発作などの原因ともなる高血圧について調べます。

生活習慣病健診(Bコース)

生活習慣病健診(Aコース)から「腹部超音波検査」を除いた検査項目となります。

特定健診のみ(Cコース)

弁護士国保加入の40歳以上の方で、生活習慣病健診ではなく、特定健診のみ単独の受診となります。

※生活習慣病健診には労働安全衛生法(安衛則第44条)で定める法定項目を含んでいます。

※☆は特定健診の項目です

尿検査(糖・蛋白・潜血)



事前に尿を採取していただきます。
糖尿病、腎臓病や泌尿器系疾患の発見に役立ちます。

※尿検査(糖・蛋白)が特定健診の項目となります。

心電図検査

狭心症や心筋梗塞、心臓肥大、不整脈の有無などを調べます。

眼底検査(無散瞳撮影)

動脈硬化、高血圧、糖尿病によって血管や網膜が変化していないかを調べます(両眼撮影)。

眼圧検査(非接触圧平型)

眼の硬さを調べ、緑内障等の眼科疾患の発見に役立ちます。

動脈硬化検査

脳卒中や心臓発作を予防する上で有用な検査です。血圧と脈波を測定し、動脈の硬さ(動脈硬化度)を調べます。

腹部超音波検査

腹部に超音波を発信し、以下の臓器の状態を調べる、精度の高い安全な検査です。
○肝臓・胆のう・胆管・腎臓・膵臓・脾臓の検査

胸部X線検査

肺・心臓・大動脈などの異常を調べます。
(肺がん、肺結核、肺炎、肺気腫など)

オプション検査

オプション検査のD検査:「腫瘍マーカー検査」、E検査:「肝炎ウイルス検査」(いずれも血液検査)は、生活習慣病健診A・Bコースを受診される方が追加して実施することができ、採血量は変わりません。D検査、E検査とも、生活習慣病健診の血液検査等の結果を含めて判定が行われますので、D検査、E検査だけの受診はできません。また、特定健診だけの受診の場合も追加実施できません。ご理解の程お願いいたします。なお、郵送方式のF検査:「大腸がん検査」(便潜血反応検査)は単独でも受けられます。

【D検査】

腫瘍マーカー検査 (生活習慣病健診A・Bコースに追加できます)

男性:CEA, α -フェトプロテイン, CA19-9, シフラ, PSA 5項目
女性:CEA, α -フェトプロテイン, CA19-9, シフラ, CA15-3 5項目

がん細胞は、健康な成人の体にはあまり存在しない特異的な蛋白質をもっていることがあります。腫瘍マーカー検査はこの特異的な蛋白質を調べる検査です。なお、腫瘍マーカー検査は、がんがある程度大きくなるまで陽性を示さないという性質があり、陰性であってもがんを100%否定できるものではありません。また、他の要因で陽性を示す場合もあります。

腫瘍マーカー名	説明
CEA	消化管及び転移性がんの検査
α -フェトプロテイン	原発性肝がん等の検査
CA19-9	膵臓がん、胆道がん、大腸がんの検査
シフラ	肺、食道など扁平上皮がんで高い陽性率を示す
PSA	前立腺肥大、前立腺がんの検査(男性対象)
CA15-3	原発性乳がん、転移性乳がんの検査(女性対象)

【E検査】

肝炎ウイルス検査 (生活習慣病健診A・Bコースに追加できます)

B型・C型肝炎ウイルスに感染しているかを調べます。輸血やフィブリノゲン製剤の投与を受けたことがある方にお勧めします。

【F検査】

大腸がん検査 (単独でも受診できます)

免疫学的便潜血反応検査(2日法)

大腸などの消化管から出血がないかを調べる検査です。大腸がんの他に大腸ポリープ、潰瘍性大腸炎でも陽性を示す場合もあります。実施方法は専用容器に便を少量採り、郵送していただきます。

Ⅲ. 健診料金（自己負担金・税込）

①健診一般料金（弁護士国保非加入者の方）

生活習慣病健診		オプション検査		
Aコース	Bコース	D検査	E検査	F検査
		腫瘍マーカー検査	肝炎ウイルス検査	大腸がん検査
20,750円	15,800円	4,990円	2,240円	2,440円

②健診一般料金（弁護士国保加入の40歳以上の特定健診対象者の方－別紙を参照）

		生活習慣病健診		オプション検査			特定健診 (Cコース)			
		Aコース	Bコース	D検査	E検査	F検査				
				腫瘍マーカー検査	肝炎ウイルス検査	大腸がん検査				
組合員	都内 居住者	8,250円 <small>(弁護士国保補助12,500円)</small>	5,540円 <small>(弁護士国保補助10,260円)</small>	3,980円 <small>(弁護士国保補助1,010円)</small>	1,830円 <small>(弁護士国保補助410円)</small>	1,830円 <small>(弁護士国保補助610円)</small>	無料 <small>全額(5,400円) 弁護士国保補助</small>			
	都外 居住者	10,280円 <small>(弁護士国保補助10,470円)</small>	7,060円 <small>(弁護士国保補助8,740円)</small>							
家族	都内 居住者	12,320円 <small>(弁護士国保補助8,430円)</small>	8,590円 <small>(弁護士国保補助7,210円)</small>					※払込取扱票の 到着後にお支 払いください。		
	都外 居住者	13,340円 <small>(弁護士国保補助7,410円)</small>	8,800円 <small>(弁護士国保補助7,000円)</small>							

③健診一般料金（弁護士国保加入の40歳未満の方）

		生活習慣病健診		オプション検査					
		Aコース	Bコース	D検査	E検査	F検査			
				腫瘍マーカー検査	肝炎ウイルス検査	大腸がん検査			
組合員	都内 居住者	10,280円 <small>(弁護士国保補助10,470円)</small>	7,580円 <small>(弁護士国保補助8,220円)</small>	3,980円 <small>(弁護士国保補助1,010円)</small>	1,830円 <small>(弁護士国保補助410円)</small>	1,830円 <small>(弁護士国保補助610円)</small>			
	都外 居住者	12,320円 <small>(弁護士国保補助8,430円)</small>	9,100円 <small>(弁護士国保補助8,700円)</small>						
家族	都内 居住者	14,360円 <small>(弁護士国保補助6,390円)</small>	10,630円 <small>(弁護士国保補助5,170円)</small>				※払込取扱票の 到着後にお支 払いください。		
	都外 居住者	15,380円 <small>(弁護士国保補助5,370円)</small>	11,400円 <small>(弁護士国保補助4,400円)</small>						

- ※ 都内⇄都外に転居されている場合は、弁護士国保届出令和8年4月末を基準とします。
- ※ 健診当日に弁護士国保に加入されている（加入手続きが完了し、健診当日、資格確認できる）方が補助の対象になります。
- 健診受診後に遡及して資格喪失された場合、補助の対象になりません。全額ご負担していただくことになります。
- ※ 今年度の特定健診の対象となる方は、生年月日が昭和62年3月31日以前の方です。

なお、組合の補助を受ける健診(上記②、③)は、組合の保健事業のデータとして、保健事業の充実、健診に対する国庫・都費補助金の基礎資料として組合にて管理いたしますので、ご同意のうえご利用ください。

「申込書」の同意欄にご同意いただけない場合は、補助をご利用できず、①の組合非加入者の料金となります。

- ※妊娠中の方や未実施項目がある場合は、特定健診の対象となりません(但し、生理中のため尿検査未実施の場合は除く)。その場合は、弁護士国保加入の40歳以上の方であっても「③ 健診一般料金(弁護士国保加入の40歳未満の方)」の料金となります。予めご了承ください。

春季健康診断の自己負担金の支払いは、クレジットカードの使用が可能です。ご利用いただけるクレジットカードは、JCB、VISA、アメリカンエクスプレス、UC、MasterCard、Diners Club、DISCOVERのみとなりますのでご了承ください。詳細は、お申し込み後にご送付いたします健康診断のご案内に記載いたします。ただし、大腸がん検査（F検査）料金については、ゆうちょ銀行の払込取扱票によりお支払いください。

● お申し込み方法

5月25日(月)までに、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

① インターネットによるお申し込み

一般財団法人 日本健康増進財団ホームページの申し込みサイト (<https://www.e-kenkou21.or.jp/contact2/lawyer2026.htm>) にアクセスしてお申し込みください。また、スマートフォン等で右記のQRコードを読み込みアクセスしてお申し込みもできます。



なお、弁護士国保ホームページ (<https://www.bengoshi-kokuho.or.jp>) > 保健事業 > 健康診断事業 > 春季・秋季健康診断からも、アクセスできます。

② FAXによるお申し込み

同封の申込書にご記入のうえ、ご送信ください。

FAX番号

03-5420-8045
03-5420-8251
03-3443-1031

③ 郵送によるお申し込み

郵送によりお申し込みをご希望の場合は、返送用封筒をお送りいたしますので、お手数ですが、ご連絡ください。

申込書返送用封筒ご請求先

03-5420-8027～8029

※健康診断お申し込み後、受診日時が決まり次第、FAX(インターネットにてお申し込みの場合はメール)にてご連絡いたします。

※健康診断受診関係資料は健診日の10日前までに郵送いたします。

※受診日時の確定は申込書の先着順とさせていただきます。お申し込み多数の場合は、ご希望の日時に添えない場合がありますのでご了承ください。

● 健診内容・日程のお問い合わせ先 (健康診断実施機関)

一般財団法人 日本健康増進財団
渋谷区恵比寿1-24-4

03-5420-8027～8029

お問い合わせ時間 9:00～17:00 ※土日祝日除く

● お問い合わせ先 東京都弁護士国民健康保険組合 事務局

TEL 03-6432-4701

お問い合わせ時間 9:30～12:00、13:00～16:30

※土日祝日除く

IV. アフターケア・フォローアップ

○健診結果が「要精密検査」「要治療」の場合

健診結果が「要精密検査」「要治療」となった場合、原則「かかりつけ医」に行かれることをお勧めします。「要再検査」となった場合は一般財団法人日本健康増進財団 恵比寿ハートビル診療所でも保険診療にて受診できます。(要予約・有料)

お問い合わせ先

一般財団法人 日本健康増進財団

恵比寿ハートビル診療所

渋谷区恵比寿1-24-4

TEL03-5420-8014

○健康相談

受診者を対象に、今回の検査結果に基づく健康相談を行います。

①電話での健康相談、健診内容のお問い合わせ(無料)

②一般財団法人 日本健康増進財団 恵比寿ハートビル診療所での個別健康相談(要予約・有料)

お問い合わせ先

一般財団法人 日本健康増進財団

健康支援室

TEL03-5420-8017

●なお、本健康診断は、東京三弁護士会の会員、法律事務所に勤務する職員及びそのご家族と東京都弁護士国民健康保険組合の加入者(神奈川県・埼玉・千葉県弁護士会加入の被保険者を含む)を対象に実施しております。それ以外の方は受診対象ではございません。ご了承のほどお願いいたします。

春季健康診断

東京三弁護士会多摩支部（立川）にて実施のご案内

東京三弁護士会多摩支部(立川)会議室にて健診を実施いたします。
(詳しい日程等は、健診のご案内をご参照ください。)

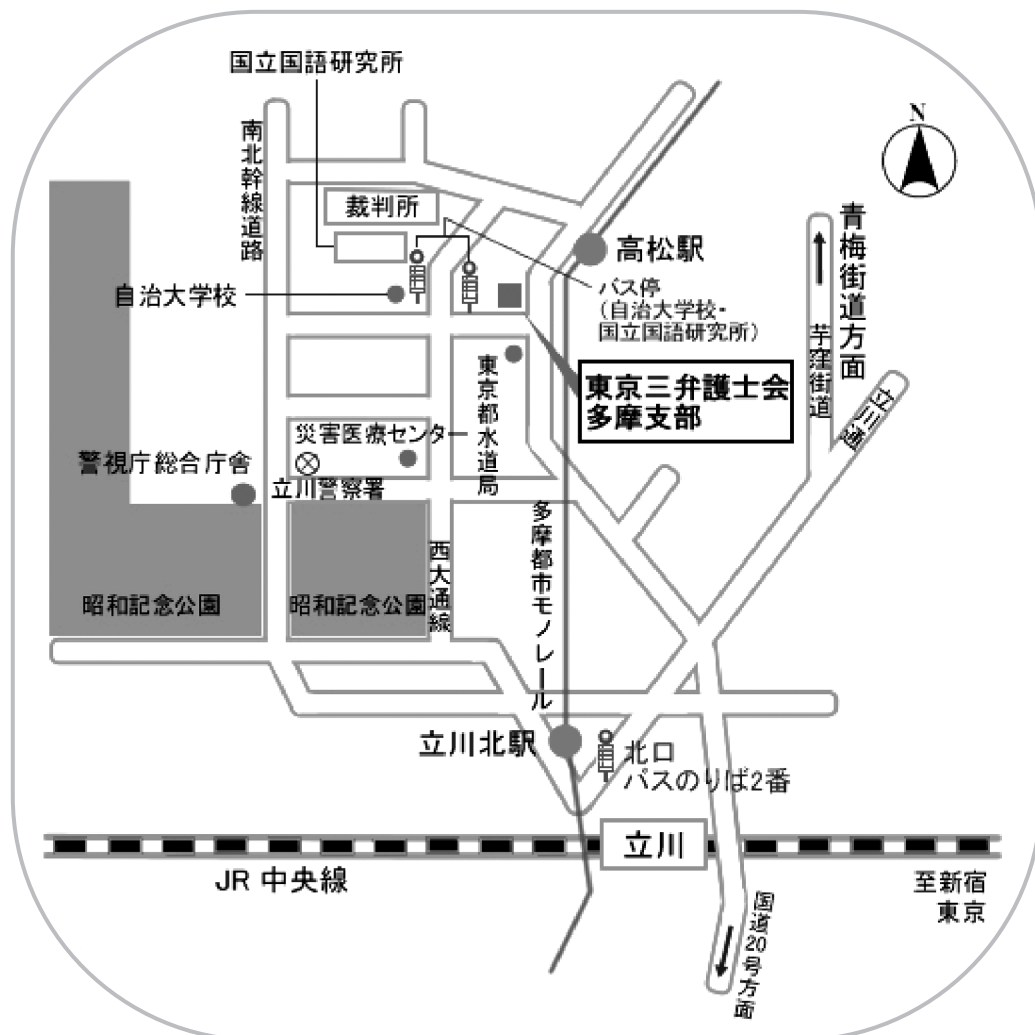
東京三弁護士会多摩支部(立川)

東京都立川市緑町7-1

立飛ビル8号館2階(旧アーバス立川高松駅前ビル)

- ・ 多摩都市モノレール『高松駅』下車・徒歩2分

※ 駐車場は、近隣の有料駐車場をご利用できます。



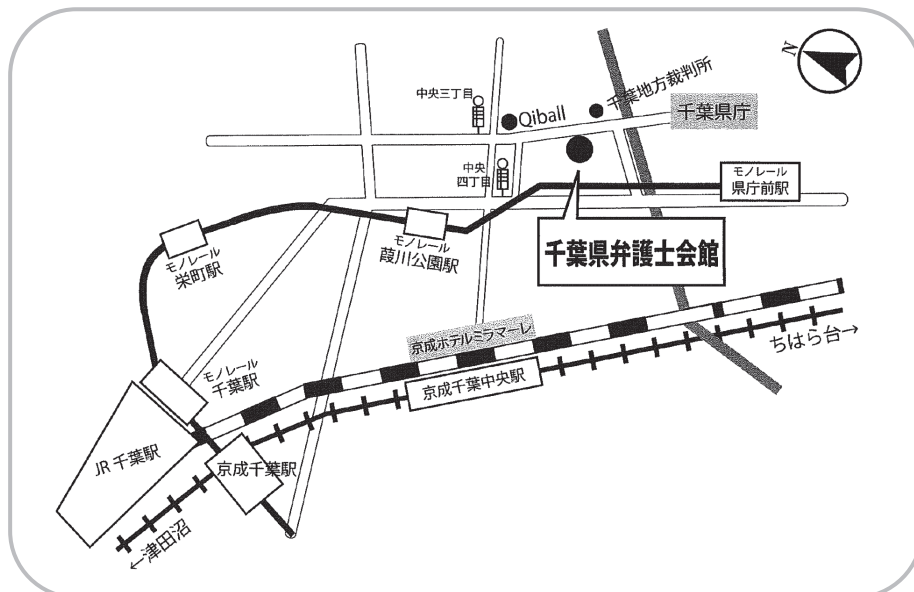
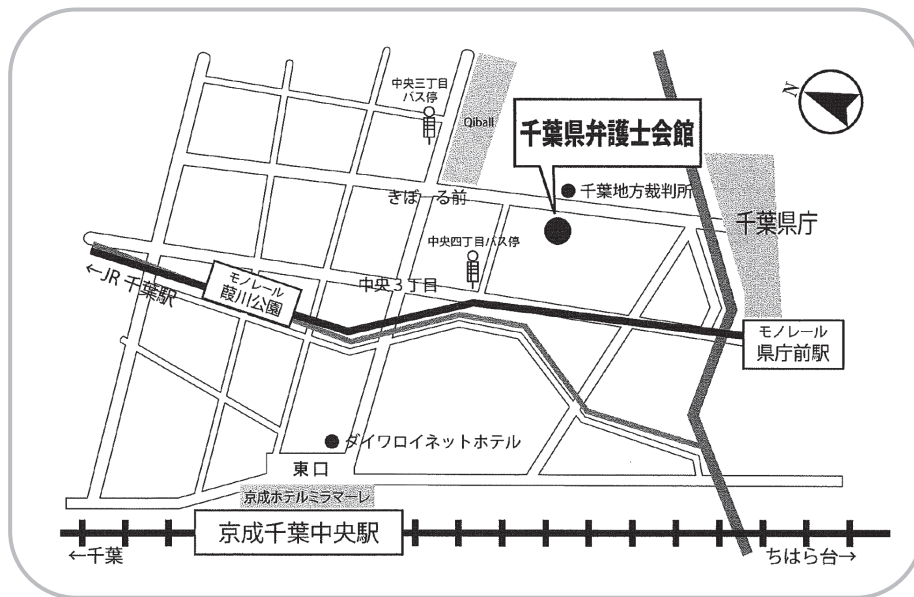
春季健康診断 千葉県弁護士会館にて実施のご案内

千葉県弁護士会館3階会議室にて健診を実施いたします。
(詳しい日程等は、健診のご案内をご参照ください。)

千葉県弁護士会館

千葉市中央区中央4丁目13番9号

- ・ JR千葉駅から徒歩約15分
- ・ 京成千葉中央駅から徒歩約7分
- ・ 千葉都市モノレール県庁前駅から徒歩約3分



健診データ（個人情報）の使用範囲について

今回の検査・問診・生活習慣データ等、健診に伴って採取された個人情報は、以下の目的のために使われ、それ以外に使われることはありませんので、ご安心ください。

個人情報保護法第24条第2項に基づきまして、健診データの使用範囲を受診者の方々に明らかにし、あらかじめご了承くださいと存じます。

1. 健診結果のご報告等

- 1) 今回の健診結果を受診者ご本人に報告するため、これらの情報すべてが使われます。
- 2) 今回の健診の結果、血液検査が緊急異常値を呈した際、受診項目すべての結果が揃う前にお知らせすることがあります。その時は、採血した血液から契約以外の精密検査を実施して異常値を確認し、その結果は受診者ご本人にご報告します。
- 3) 東京都弁護士国民健康保険組合へ補助金の請求に際し、受診者名・受診項目等の全てを使用します。

2. 精度管理

当財団が実施している検査の精度が高く維持されているか、当財団内部での精度管理を実施するとともに、公益社団法人日本医師会や公益社団法人全国労働衛生団体連合会、一般社団法人日本総合健診医学会など、外部による客観的な精度管理を受けるため、連結不可能匿名化した上で健診データの一部を使うことがあります。

3. 統計・分析

どのような検査の、どのような異常所見が増えているのか。異常所見はどのような生活習慣によってもたらされているのかなどを統計分析しております。それに健診データの一部を使うことがあり、その統計分析は、原則的に、当財団内部で行い、外部に出ることはありません。

また、統計分析を行う時には、受診者個人を識別する情報（氏名等）はすべて消し、誰のものか分からないようにしております。

4. 内部監査

個人情報の保護が適正に行われているかどうかを監査する際、健診データの一部が監査担当者に見られることがあります。

5. 行政・捜査、民事または刑事に係わる告訴

当財団が従わなければならない法的な義務の履行のために必要となった時、警察・裁判所等公的機関から法令に基づく権限の行使によって開示請求された時は、健診データの一部を使うことがあります。

以上です。

もし、これらの使用を拒まれる時は、ホームページ掲載の「お問合せフォーム」を使われてご連絡ください。

- (1)メールアドレス：jhpfe@e-kenkou21.or.jp
- (2)ファックス番号：03-5420-8033
- (3)電話番号：0570-550302

ただし、使用停止や消去を行いますと、今後個人結果報告書の再発行、心電図や腹部超音波写真等の貸し出し請求にお応えできなくなります。また、経年変化の観察が追えなくなります。あらかじめご承知おきください。

※ 詳細は、当財団ホームページ(<http://www.e-kenkou21.or.jp>)をご覧ください。